

令和 5 年 5 月 1 日
(一財) 東京都人材支援事業団

事業団運営施設等における令和 5 年 5 月 8 日以降の感染対策について

日頃より、東京都人材支援事業団の事務事業に御理解、御協力いただきまして誠にありがとうございます。

東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う 5 月 8 日以降の対応が示されたことを踏まえ、当事業団が運営する福利厚生事業等における同日以降の感染対策については、下記のとおりいたします。

記

1 アクリル板等の設置について

(1) 職員食堂、専門食堂、売店等

基本的な感染対策を講じた上で、アクリル板等は原則として設置しません。

なお、職員食堂、専門食堂等については、「三つの密」の回避などに留意しながら、利用状況に応じたレイアウト及び座席数に変更します。

(2) その他

相談室など不特定多数の会員等が利用する場所においては、アクリル板等を引き続き設置する場合があります。

2 その他の感染対策について

事業団運営施設等における定期的な換気や設備等の定期的な清掃・消毒、従業員等の手指衛生などを引き続き徹底します。

3 本件に関するお問い合わせ先

一般財団法人東京都人材支援事業団 管理部総務課

電話：03-5320-7378